

国際法のことあれこれ

〓 沖縄問題・尖閣列島問題にもふれて

高野雄 一

一 国際法のことあれこれ

さしあげましたプリントは八年前、皆さんの先輩に講義をしにきた時のものです。その当時の沖縄の雰囲気あるいは沖縄が当面している問題が彷彿としてくるように思います。それについては、私の「沖縄旅行と沖縄返還協定」（季刊「沖縄」57号、一九七一年七月）をみていただきたいと思います。それは一九七一年でした。

私は一昨年、七七年に東大を定年でやめ、今年、七九年皆さんに再びお会いするためにまいりました。私が東大をやめる時、私のところで勉強をした十数人の国際法の研究者が、私の還暦ということで論文集を作ってくださいました。私の経歴と、著書とか論文は、ほとんどそこにリストされております。この上下二巻の論文集を何部か筆者たちからいただきました。私は、自分に保留するもの以外、それらを私に関係の深い大学に差し上げることにしました。書名は「国際法学の再構築」となっておりますが、それを沖縄大学にもってまいりました。謹呈させていただきます。

ふり返れば私も大学を卒業してから三十八年になります。卒業後、大学の助手となり、三年立ったところで最初に書

いた論文が「戦時封鎖制度論」というもので、これが私の助手論文でした。

私は、それを戦争のさなかに書きました。そしてそれを学界の専門誌である「国際法外交雑誌」に載せてもらいました。この「戦時封鎖制度」というのは、皆さんも御想像かと思いますが、まさに海の問題なんです。戦争の時、海の上では、交戦国の軍艦だけではなく一般の商船が、戦争がおこったためにどういう地位におかれるか。戦争をしている国の商船だけでなく、中立国を含むあらゆる国の商船が戦争との関係で平時とちがったことになる。欧州で第二次世界大戦がすでに始まり日本がまだ戦争に加わってない時に、学生諸君は御存知ないと思うけれども、浅間丸事件とか、いろんなことがあった。これは、浅間丸という当時の日本がもっていた第一級の客船が、アメリカからの帰路、東京湾の入口の公海水域で、突然現れた交戦国イギリスの巡洋艦に停船を命ぜられ、海上で臨検を受けた事件です。アメリカ在住の敵国ドイツの青年たちで、日本からロシアを経由して本国に戻り、兵役に服す予定の者が乗船している、というのがイギリスの言い分でした。これは「海上捕獲法」の問題です。戦争の時に、第三国は中立の地位に立ちます。中立制度の問題です。「海上捕獲法」はこの中立制度との関連で、戦争がおこると海上では戦争に関係のない第三国、つまり中立国の船も一定の条件、一定の範囲で、交戦国の交戦権の前に立たされる。戦時禁制品を敵方に輸送しているなどの理由で交戦国の軍艦が拿捕することができる。

しかし、今日のお話の海の問題は、そういう戦争とは関係ない海の問題です。日本に関係の深い、また、沖縄県に特に関係の深い海の問題です。この平時の海の問題は、第二次大戦後大きな変革期、動揺期に際会しています。そこにかかわりをもつ問題です。

最初の「戦時封鎖制度論」からずいぶん長い時がたって、年の功といえますか、かれこれ四十年近い間に、論文の数

で申しますと、百とか、あるいは小さいのも入れると二百近くなってるかもしれません。さきほどの論文集のリストを見ていただくとわかりますが、その中で領土問題に関する論文が比較的多い。かれこれ十数篇、あるいは二十篇近くあるのではないのでしょうか。

日本の学会が、講和条約を予想して、その総合研究をはじめた時、私は助教授の若輩でありましたけれども、私に振りあてられたのが領土問題。ヨーロッパの領土問題もとりあげましたが、焦点は日本の領土問題。そしてやがて東大出版会から著書として「日本の領土」という本を今から十七年前（一九六二年）に出しました。そういう関係で、領土問題は、著書・論文を通じて私にとって長い研究、最も関係の深いテーマのひとつになります。なかでも、沖縄と北方領土の問題。論文のひとつに「日本の領土問題の二つの盲点」というのがありますが、それは北方領土と沖縄の問題なのです。その二つに最も力を注ぎました。

それから外にもいろいろあると思うのですが、次には、安全保障の問題でしょう。一般には国連の安全保障の問題がそれですし、特定のには日米安保条約の問題があります。安全保障の問題は、いろいろ実際的な政治的外交的な議論もからむ国際法上の研究テーマでした。それに深い関心を寄せました。私の研究の過程では、論文の数の点で、領土問題に近いぐらいではないかと思っています。

ところが、海洋法の問題、これにははなはだ研究が少ないんです。もちろん海洋法は、今重要な問題ですし、講義あるいは私の「国際法概論」などで二通りのことはやり、特に力をいれてもやりますけれども、同時にこの問題は日本に於ては非常に関心がありまして、多くの研究者が海洋法問題にうちこんでおられます。私よりも少し若いところ、あるいはもっと大いに若いところ、そういうところにすぐれた研究が数多く出ています。世界的にも認められているような

方もいる。代表的な学者を挙げれば、第一に、東北大学の教授でその後、国際司法裁判所の判事に選出された小田滋教授。沖繩にも海洋法関係のコンフェレンスで見えたことがあるはずです。それから慶応大学の中村洸教授。それから関西の、元近畿大学、現在竜谷大学、来春からは九州大学の国際法の高林秀雄教授。またさきほどの小田滋教授が国際司法裁判所に出た後、東北大学の教授をついだ、元熊本大学から、国際キリスト教大学、成蹊大学を経て現在、東北大学山本草二教授。このうち比較的若い山本教授も、五十になっておられますが、私のところで勉強された最初の方であります。

私が最近、ここ一年位の間に書いたものをふりかえってみますと、いっとう新しいところで、やはり「第二次世界大戦と日本の領土問題」という論文があります。これは国会図書館の「レファレンス」という雑誌に出るはずです（追記——一九七九年十二月「レファレンス」三四七号）。これは、戦争直後から、以来ずっと国会で日本の領土問題に関してどういう討議が行われた、その質問と政府の答弁すべてを収録して出そうと、それに着手しております。それに関連して日本の領土問題について序言的なものを書くようにといわれました。

ところが資料的な本体の方はなかなか大きいので刊行がおくれる、それで私のものを国会図書館の機関誌に載せることになったわけです。

また今年でいえば「日中平和友好条約のあとさき」というのを「国際法外交雑誌」（七八巻一・二号、七九年六月）という国際法の機関誌に書きました。また、このところ比較的人権の問題を取上げています。今年には沖繩で平和学会がありました。昨年の秋は横浜でそれがありました。そこで「人権の国際的保障と平和」、その部会の座長を託されまして、座長としての基調報告を平和学会の出版物に出しました。つい一、二ヶ月前に「平和と人権」（日本平和学会）

七九年一月)として、それが出ました。

また、今年の国際法学会が京都大学でありましたが、そこで「人権の国際的保障における差別禁止条項」という題で学会の報告者をつとめました。(追記―「国際人権(A)規約における人権保障と差別禁止条項」上智法學論集第二四卷、一九八〇年一二月)。

私の著書の面かというと、最近では二年前に、あまり大きいものではありませんが、「国際社会における人権」というのを、一昨年(一九七七年)岩波から出しました。それが書物の面ではいちばん新しいものになります。

今度のこの講義で学生みなさんに勉強の基礎として使っていただいた私の「国際法概論」上巻、これも十年前に出たんですけれども、刷りを重ねて今年で十七刷までまいりました。そのある段階(十二刷、一九七六年)で、非常に偶然のことから、ドイツの方が、ドイツ語にしてドイツで出版したいということで、二年ほど前に東京のドイツ大使館を通じて交渉がありました。これは非常に奇特なはなしですが、しかし、本当にドイツ人に翻訳ができるだろうか、出版できるのだろうか、とそのときはあやしんでいたのですが、それが先月、十一月こちらにくる直前に実際に出版されました。私の方にも送ってまいりました。私個人の関係の深い大学へ差上げることにし、こちらに一冊持参して大学の図書に加えさせていただきました。「国際法概論」上巻がドイツ語に訳された(Einführung in das Völkerrecht, Band 1, 1979)です。

二 沖繩の安保問題

そこで、沖繩問題・尖閣列島問題を、次に考えることにしたいと思います。

沖繩問題については、私も、日本の領土問題ということで論文にも書き、先ほどの著書にも取上げました。この前来た時にもこの問題にふれ、それは先ほどふれました「沖繩旅行と沖繩返還協定」という題で南方同胞援護会の機関誌の「沖繩」に載せました。

尖閣列島問題の方は、それ自体として私はあつかっておりません。沖繩は領土問題として、私が前回来ました一九七一年に、迫った返還協定調印の日を前に大いに問題になっていました。私も与儀公園の前の「ゆうな荘」に泊っていましたが、公園は毎日デモや集会で騒然としていた。

この沖繩問題には、国際法のなかに位置づけて申しますと、領土問題の側面と、それからもうひとつ安全保障問題の二つの側面があります。

この領土問題の側面には、平和条約第三条という非常に独特な、ある意味で奇妙な要素があります。これは、日本の領土問題の「盲点」ということで、くりかえし著書や論文で、分析し研究いたしました。しかし、この問題はともかくも今から七年前に、返還協定が発効することによって、領土としては完全に日本にもどりました。平和条約第三条は形式的にはなおありますけれど、法律的には消えてしまったわけです。

そういうことで、領土問題としては、残された北方領土問題が非常にきびしいことになりました。これとは、今でも先ほどの国会図書館の「レファレンス」の論文などで、取組んでおり、折々に講演などを求められることがあります。

沖繩の方は領土問題としては山を越えたがしかし、もうひとつの側面、安保問題、この方の山は越えていない。安保問題を今は詳しくは申しませんが、みなさんにお配りしたのもある程度それにふれております。安保問題は、政治的

には、政府自民党はもちろん、ほかの野党も、なんだかもうことが済んだと考へている様子がありますけれども、国際法的な観点から申してちつとも問題は片付いていない。

これを沖繩についていえば、日本における米軍基地が沖繩にもっとも大きく存在している関係で、日米安保の問題点は沖繩に一番きびしく現れている。日本の領土主権は、沖繩についても、完全に日本国民のものとなった。ただ、領土としては本土と同じなんですけど、そのなかに本土にもある安保条約行政協定に基づく米軍基地があり、米軍が駐留している。その基地、米軍が、他の府県にくらべて、もっとも濃密集中的に沖繩に存在する。領土としての沖繩の広さのなかで、それはめだっている。バランスを失するほどに沖繩に集中している。領土復帰のときにその点もせいぜい「本土なみ」にと強く願ったが、ほとんど変ってない。復帰後わずかには変った部分はあるかも知れないけれども、原則として変ってはいない。根本的にそのままである。安保条約の負担が沖繩に不均衡に重くのしかかっている。

そして安保条約の国際法の問題点というのは、次の点です。安全保障条約・相互援助条約など戦後ヨーロッパやアメリカ大陸その他に数多くみられますけれども、そのどれにも例をみることでできない問題点を、日米安保条約はかかえている。

前の旧安保条約もそうだが、現在の安保条約もその点は同じである。このことは詳しくここでは申しませんが、現在の安保条約の第六条と、第六条に付属する交換公文にみられる「極東条項」がそれであります。

日本領土に限っての日米の防衛協力という問題も片方にありますけれども、最も大きい国際法上の問題点といえば、「極東の平和と安全の維持に寄与するために」在日米軍を使用しうる。最初の条約にありますし、改正された安保条約でも日本との間の事前協議がつけ加えられただけで、「極東条項」はそのままに続いています。安保条約が改善された

というのですが、基本的な点はちっとも改善されていない。かえって深刻になりました。

極東の平和のために在日米軍基地を使用しようということは、いうまでもなくそこを起点にして海外にむかって軍事行動、空軍あるいは海軍、ばあいによっては陸軍によって軍事行動がとれるということである。条約には「戦闘作戦行動」と規定されています。

それは日本に対する防衛の義務ではない。アメリカの権能、一方的な権能である。日本は自国の基地がそのように軍事的に使用されることについて同じ地位を法的に認められていない。ただ、アメリカの一方的な権能の行使について事前協議が行われるだけである。現在の国際法体制、国連憲章などから申しますと、個別的ないし集团的、いずれにしても「武力攻撃」に対する自衛の場合は別として、国連の加盟国は、平和維持のためということで軍事行動をとってはならぬ、これが大原則として確立しています。しかしそれ以外、平和を極東（どこでもいいのですが）の「平和と安全の維持に寄与」というようなことで軍事行動をとることは加盟国に許されていない。そのような、いわば国際警察的な軍事行動は、国連（安保理事会や総会）の協議や決定によってのみ、加盟国によって行われることになっているのです。国連をバイパスして、国連加盟国が、日米でも、ソ連・ベトナムでも、NATO諸国でも、ワルソー諸国でも、たとえ彼らの間で事前協議したからといって、そのような平和維持、治安維持の、警察的行動は許されません。これは国連の規定が明白に定めるところで、また国連の集団安全保障の思想哲学となっているものであります。それが許されるというのなら、ソ連だってベトナムだって「極東の平和維持」のために同様に軍事行動、戦闘作戦行動がとれます。彼らの間の「事前協議」など一顧の価値もありません。

このような国連の原則、哲学の上に立っているからこそ、NATO同盟でも、ワルソー同盟でもまた、全米条約、米

韓条約、アンザス条約、今日の安全保障条約、相互援助条約は、すべて、「武力攻撃」に対する個別的ないし集团的自衛の原則に基礎をおいています。それが、国連が、平和維持の行動をとるに先立って、あるいはそれ以外で、加盟国に認めている唯一の軍事行動の原則です。日米安保のさきの「極東条項」はそれをあきらかに踏みこえています。そのようなものとして唯一の例です。

個別的・集团的自衛権で、この「極東条項」を再構成すればどういうことになりましょうか。その場合でも、日本、沖繩にとっては、なかなかの問題です。

それだと、こうなるでしょう。「極東のいずれかの地域に武力攻撃が発生し、それが日本及びアメリカの独立と安全を危くするものと日米両国が認めるときは、日本の基地からの米軍の戦闘作戦行動を行いうる」(あるいは、行うものとする)。

ここで大事なことは、第一に、このような軍事行動は、個別的ないし集团的、いずれにしても「武力攻撃」に対する自衛の行動としてのみ行われるということ。第二に、それに劣らず重要なことは、日本の基地による軍事行動、それが他国の軍の行動であっても、国際法上、日本にも責任のある行動であること。つまり、日本の個別的集团的(この場合、集团的)自衛権にも基礎を求めなくてはならないことです。ハワイやグアムによる米軍の軍事行動でなく、独立国日本の基地による米軍の軍事行動です。日本はこの場合、不沈空母として軍事行動に加わっています。国連でも「基地協力」は軍事行動に数えられています。

この第一点と第二点、どうも日本の政界、外交界、さらに学界でさえも、故意か不勉強からか、正面から問題にされていない。「事前協議」などの軽い表面的な問題ではないのです。当時、藤山外務大臣と私は、この問題で一時間ほど

NHKで対談したことがあります（一九五九年七月一五日）。事前協議ということを外務省の首脳としてはもっぱら強調され、話は終始行きがちがいでした。

沖縄は日米安保条約のこの深刻な法的問題点を、事実の上でもっとも重く背負わされていることになりました。

三 尖閣列島の領土問題

次に尖閣列島問題はどうかでありましょうか。これは確かに領土問題であります。沖縄問題とちがって、安保問題はないといつてよい。尖閣列島は、規模からして、軍事基地とか米軍駐留とかが考えられるところではない。

尖閣列島が特別にもつ問題は、現代おおいに動揺している海洋法に関係した問題である。したがってこの場合、国際的な枠組、領土問題と海洋法問題である。

海洋法の側面を含めて、尖閣列島の問題は私自身これに焦点あてた研究をやっていない。そういうわけで申しわけないと思いますが、佐久川先生から出た御注文でもありますので、尖閣列島の領土問題の側面と海洋法問題の側面にふれてみたいと思います。

海洋法は領海とか公海の問題が今大きく動き、新しく展開しかけている。それから従来あまり耳なれなかった経済水域とか、大陸棚、さらには深海底とかいうことが大きくでてきてる。漁業資源と並んで、大陸棚や深海底の石油資源だとかマンガンだとかの重要資源が問題になっている。

尖閣列島の問題の領土的側面といえ、沖縄のばあいとは同じ領土問題でも少しちがっています。沖縄については、潜在主権、施政権、平和条約第三条の問題など、複雑にありましたけど、もともとどの領土に属するかということ

が問題になり争われたわけではありません。その点は、尖閣列島の方は、中国が自分の領土だといって争っています。日本はもとよりこれを日本の領土と主張しそう扱ってきています。

中国は、大陸も台湾もそう云ってるわけです。実際にそこに人がずっと住んでいたというようなことはなく、そこどこかの国の地方行政がはつきり行われたわけでもない。沖縄の本島その他、宮古、八重山などの島々とはちがうわけです。無人島というべきものです。

それで、これがどこのものかということが歴史的に問題になってくる。そこに一つの焦点がある。もう何百年も前に返ってどうだった……と。琉球王朝のころ、琉球王朝は、日本のほかにアジアの中心国家中国と国交をもっていて、中国との間に使節の往復があった。尖閣列島はその航路の途上にあつて、尖閣列島、島、岩の存在に気づかれていた。数百年前から……。清朝さらには明朝のころから……。中国側のその頃の文書にもなっている。歴史とか文書は、どうも文字の国、中国の方が、その点で優勢である。

琉球側にもないことはない。また日本側にもないことはない。が、より古いもの、また量的にも、私も十分みたわけではないですけども、研究している人によると、中国の方が多いようである。

これはほかの条件が同じならば、中国に有利になると思うが、ただ、その中国の文献も、それを自国の版図、領土だとしてとらえていない。版図については相当やかましく記述する中国であるのに、尖閣列島についてそのような記述はない。また、国としてここを自国領とする特別の行為があつたあとももちろんない。とすると、航海の途次、これらの島の存在に気づいていたという中国側の記述も、領土問題として決定的なものをなにももたない。

私はこちらに滞在中に新聞を注意していて、四日前の「沖縄タイムス」に、注目した記事がありました。

それは「沖繩タイムス」の四日前の夕刊にこんな見出しがある。「尖閣列島避難港設置は無理・小渚総務長官調査結果を発表」と。また、「尖閣列島の実効支配の象徴として地元が強く求めていた避難港・漁港の建設は沖繩開発庁の基礎調査でほとんど不可能に近いことが判明した云々」と。しかし「灯台、ヘリポート、無人観測所などは気象条件さえよければ機動力を動員してなんとか設置できるといつている」と。そういうことで、ずっと書いてある。

歴史的に時代が下って、清末、日本の明治時代になり、琉球の日本帰属がはっきりし、さらに、日清戦争で日本が勝って台湾が日本領となった頃から、尖閣列島の領土問題が表面に出てくる。それ以前にも、尖閣列島の沖繩編入が沖繩県側から出ているが、日本政府としての決定には至らなかった。日清戦争後に、日本政府は尖閣列島の日本領編入の措置を正式にとり、これを沖繩県の行政下においた。

その後、日本政府は、民間人の尖閣列島における開拓事業の申請に対し、これを認め、政府の監督下にこの事業は進んだ。国有地の借地を認め、あるいはその払下げを認めた。日本人が永住したわけではないが、日本人が尖閣列島にいて、相当活発に開拓事業を行なった。政府や沖繩県の官吏の赴任はないが、政府や沖繩県による実測、調査、巡視がしばしば行われている。

中国（台湾政権）は、日清戦争の敗戦下で、尖閣列島の領有権も主張できず、日本が有利にことを運んだようにしている。しかし、日清戦争の以前にも、また、第二次大戦で中国が勝ち日本が敗れた後にも、中国は日本あるいはアメリカに対して、尖閣列島の領有を主張したわけではない。そのために、いまの中国の主張はとくに意味をもたない。

中国（とくに台湾側）が、尖閣列島の領有を急に主張し始めたのは、九年前、アメリカによる沖繩施政権の日本返還がはっきりし、かつ尖閣列島、台湾の周辺の東シナ海底（大陸棚）に大量の石油、天然ガスがあるらしいことが国連

機関の調査（一九六八年）で、はっきりしてからのことである。

日本の敗戦後、琉球列島はアメリカに占領され、講和（一九五二年）の後も、琉球だけはアメリカの施政権下におかれた。尖閣列島もこの占領地域、施政地域に含まれていた。尖閣列島は、アメリカの空軍あるいは海軍の軍事演習の場とされている。この琉球列島に含めて尖閣列島も、施政権がアメリカから日本に返還された（一九七一年）。アメリカは、占領、施政はしたが、尖閣列島の領土権そのものに問題があるのなら、それは関係国、日本と中国の間できめろ、といったようにだけれど、戦後の以上の事実は、尖閣列島が日本のものとして考えられてきたことを有利に支えるものというべきである。

日清戦争後、尖閣列島付近には、日本本土の漁船がずいぶん行っている。それと一緒に台湾島民（当時、日本国籍）も行っている。一時的に上陸もしている。大平洋戦に日本が敗れ、アメリカの施政権に入ってから、台湾（中国）人は、もっとおおっぴらにやってきている。上陸したり、また陸上で沈船解体の作業などもした。米軍当局とその下の琉球政府は、これに対し種々の取締りをしている。やってきた台湾（中国）人も、無人島と認めているだけで、自国領だという意識はもっていない。

尖閣列島を含めて沖縄の施政権がアメリカから日本に戻った頃から、中国（主として台湾）の尖閣列島領有の主張が表面に出てくる。中国側の作爲的と思われる漁船の大量入域などもあった。日本側は、これに対し、従来からの主張と実行を崩していない。さきの「沖縄タイムズの報道」にもそれがあらわれています。

尖閣列島の領土問題の側面はこうしてみると総合的にみて、歴史的に古くは、どこの領土ともいえない。存在は知られており、この点では中国側に比較的記録が多いようだが、そこには自国領域としての意識、認識もなければ、領域

とする国の実行行為もない。事実として無人島であるだけでなく、法的にいうと「無主地」であった。このような土地の領域取得、それを「先占」といいますが、それは国としての「発見」だけでは法的に要件をみたさない。国としてこれを支配する行為が伴うことが必要である。その事実は歴史的に存在しなかった。

こうした尖閣列島について、国として支配する措置と行為をはっきりとったのは、日清戦争後の日本がはじめてである。もちろん、この国の支配ということは、対象となる地域の規模、人の居住などに応じて、その程度が判断される。日本の支配はそれをみたとみてよい。日本の領域となったとみるべきである。それは、中国（台湾）人のときたまの接近や上陸によっても放棄されず、また、一時期そこを占領、施政したアメリカによっても否認、剥奪されたわけではない。

四 尖閣列島と海洋法問題

尖閣列島のもうひとつの側面、海洋法の側面、それについては、九年ほど前、私も仲間の一人に加えられて催された「沖繩タイムス」の座談会、それにあるていどほかの先生方の意見とともに出ております。その時はまだ問題がおこりはじめたばかりのころです。

海洋法の問題では、沖繩問題とちがって、尖閣列島に特有の問題があります。伝統的な海洋法は第二次大戦後大きくゆれ出して変化しています。一九五八年のジュネーブの海洋法条約で、大陸棚があたらしく定まりました。三カイリ領海には拡張の傾向が強くなりましたが、そこではきめられませんでした。その頃から、漁業専管水域というのが各国で主張され、実行されてきました。

これらが、全体として、一九七三年の第三次海洋法会議―これはまだ続いていますが―で再び大揺れにゆれて、あらためて新しい海洋法が出現しようとしています。（追記―この会議は、一九八二年四月三〇日妥結）。大体の線はもう定まっています。領海は十二カイリまで拡張されました。その先に、漁業を中心に二〇〇カイリの「経済水域」が新しくできます。「大陸棚」はさらに拡大されてはつきりと定義されました。この大陸棚の先の海底が「深海底」として、その資源開発をどうするかが、まだもめているようです。

これらの領海や経済水域、大陸棚は、領土の海岸線から測られます。領土は大陸か本土、島、なんでもかまいません。ところで、尖閣列島は、日本の領土としての「島」として法的に何か問題があるでしょうか。

ジュネーブ海洋法条約に定義があります。「島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時において水面上にあるものをいう」と。自然にできている、一所けんめい人工的につくって水面に何かを出す、これはダメ。潮が満ちた時も水面上にあるもの。尖閣列島は、もちろん、これに該当します。だから領海がある。十二カイリのそれが周囲に認められます。日本もすでに国内法（領海法）を制定して十二カイリ領海を正式に認めました。これまた大きい十二カイリは、もちろん海面だけでなく、海中、海底、上空、交通も資源も、すべてその国の主権の下におかれます。

ついでですが、同じジュネーブ海洋法条約には「低潮高地」というものが定義されている。「低潮高地」とは自然に形成された陸地であって、低潮時には水に囲まれ水面上にあるが、高潮時には水中に没してしまう”こういうものは、沖繩の周辺にもあるかもしれませんが。これは法的にいう島ではない。だから、それは領海は認められない。ただ、そのような岩が一国の領海内に存在するときは、その国の領海の幅をはかる基線として、それを考慮に入れ用いることができる。それだけのことでそれ自体の領海はもたない。

ところが「島」であれば、領海だけでなく、大陸棚も認められることになるのではないか。今度の新しい海洋法によれば、十二カイリ領海だけでなく、二百カイリ経済水域、二百カイリを越える拡大された大陸棚、これらが、沿岸国、領土国に認められることになる。漁業もだが、海底油田、海底鉱物資源などで、国際的に注目され、また問題も多くなる。日中間にそれが出てきているし、尖閣列島もこれと無関係ではない。

よその国の大陸棚となれば、他の国は、技術や資本をもつていても手をつけられない。そこでは、その国と協定を結ぶか、その国の許可を受けることによって、資源の開発や取得をはじめて行なうことができる。

もちろん、それは領海ではないのだから、上空がどうか、上部水域の航海に、主権が及ぶことはないのだが。しかし、領海外とはいえ、もはや従来のような公海の自由はないわけである。

この経済水域と大陸棚、とくにここでは大陸棚、大陸や本土の場合はいいが、海にあるどんな「島」についても、周回何百カイリというこれらの主権的水域、地域が認められるとすれば、問題はあまりに大きい。

その点で、経済水域、大陸棚を大幅に認める新海洋法条約（案）には、「島」に関する一つの規定が含まれる見通しである。さきのジュネーヴ条約の「島」の規定はそのまま受け継がれるが、それに追加して次の規定が加えられる。

「人間が継続して居住できないか、またはそれ自身の経済生活を維持できない岩は、排他的経済水域および大陸棚を有しないものとする」

新しい統一海洋法（案）には、「島」の規定にこのような規定が追加される。そこには「島」に該当するものでも、右の追加規定があてはまるものについては、領海（一二カイリ）は認められても、経済水域（二百カイリ）、大陸棚（二百カイリないしそれ以上）は認められない。すなわち、島、「自然に形成された陸地で、水に囲まれて、潮が満ちても

水面上に出ているもの」は、これは「人間が継続して住める」ようなもの、ないし「それ自身の経済生活を維持できる」ようなものと、「継続して住めないようなもの」あるいは「それ自身の経済生活が維持できないようなもの」と二分される。前者には、領海も経済水域も大陸棚もその四周に認められるが、後者には、領海だけで、他の二つは認められない。島は、そういう二種類のものに法的に区別されることになる。

今度の海洋法の下で、これは合理的なことだと思われる。小さな、一マイル四方にもみたくないような島が海上沖にあって、その四周に十二カイリの領海が認められるだけでもなかなかのことである。今度の海洋法は、経済水域、大陸棚ということ、領域国の海にむかっただけの権限を、大幅に拡張した。どんな島にでも、そのような経済水域、大陸棚までその四周に認められるというのでは、いかにも不合理である。海洋秩序はめっちゃめっちゃに無意味なものになってしまうだろう。

ところで、沖縄本島をはじめ、宮古、八重山、そのような琉球列島のたいの島は、普通の島、今度の海洋法でも、領海だけでなく、経済水域、大陸棚を認められる。それでは尖閣列島はどうだろう。

これは一寸ムリのように思われる。「人間が継続して居住」とか、「それ自身の経済生活の維持」の要件をそなえるもの、というにはいささかムリがある。実質的には従来から無人島。これに対して、人々が、折々、あるいはしばしば訪れて、これを経済的に開拓し利用している。尖閣島民というのはいない。国としても日本の官公吏の常駐などもちろんないが、これを管轄し支配する意思を日本はあきらかにしかつ実行している。さきほどの「沖縄タイムズ」の記事からこれらのことがうかがわれる。

そこで、日本の領土たる島として、これは十二カイリの領海が認められる。そこではその上空、海上、海中、海底、

当然に日本の主権が及び、これを管轄し、外国人、外国船を取り締まることができる。

ただ、尖閣列島を起点に経済水域、大陸棚まで認めること、主張することは、すこし無理のように思います。

しかし、尖閣列島は、八重山諸島等琉球列島側からの距離九十カイリ、その周辺の海域、海底には、沖縄側からの日本の経済水域、大陸棚が及んでいく。ここにもう一つ問題がある。

尖閣列島付近、東シナ海の海底に石油が出そうだ、大陸棚の底から。そこには南東の日本の沖縄だけでなく、西南には台湾、西及び西北には中国大陸がある。台湾と尖閣の距離は一二十カイリしかない。東シナ海にむけて、沖縄側から日本の大陸棚がはかられると同時に、台湾、中国大陸からも中国の大陸棚がはかられる。石油探掘の鉱山はどの国の大陸棚に属するか。その鉱区の設定申請を認可し得るのはどの国か。アメリカの会社も加わって、そのようなことが問題になり出しているようです。

ところで、大陸棚は、戦後一度できたジュネーブ海洋法条約で「沿岸から水深二百メートル」のところまで、または「資源の開発の可能な限度」まで、定まっています。あとの方の基準はアイマイで不確定。最初から問題があった。新しい今度の海洋法では、これが確定的にかつ大幅に拡張されました。大陸棚は、沿岸から「二百カイリ」までの海底、海の深さに関係なく。

そればかりでなく、大陸棚の陸からの「自然の延長」がそれを越えているときは、二百カイリを越えてその先端まで認められる。この場合も限界があり、沿岸から「三五〇カイリ」又は、「二五〇メートルの深さの等深線から百カイリ」のところまで。

こういう状態では、問題の東シナ海では、中国（大陸側、台湾側）の大陸棚、日本の大陸棚がぶつかり合わざるを得

ない。

もう一つ、微妙なことは、東シナ海の大陸棚は地形的に中国大陆の方から延びてきている。尖閣列島は、この大陸棚の延長の先の方に乗っていて、それが海上に出ているわけである。そして、海溝が尖閣列島と沖繩列島との間にあるという。これは、中国側に有利なようにもみえる。

ただし、次のような議論はまったく根拠がない。すなわち、尖閣列島は、中国大陆から自然に延長した中国の大陸棚の上であり、それだから、その領有権は中国に属する?! いま、沖繩側からもとらえられる「二百カイリ」の大陸棚を考慮の外において、「自然の延長」で尖閣のところまで中国の大陸棚がきていると考えても、これはあくまでも大陸棚のこと、すなわち「海底区域及びその下」の問題である。水上に出ている島とはかわりがない。その帰属、領有権の問題は、大陸棚とまったく別物である。それは別に考えなくてはならないし、さきに考察したところである。このすこし変な議論は、次のような議論も考えるとなおはっきりする。つまり 中国大陆に発する大陸棚は、沖繩を越えて、その太平洋側の深い海溝の縁まで地形的にきているとの論もあるようです。沖繩などもその上に位置するわけです。それで、沖繩は中国側となるのか?! 法的なナンセンスになります。

そこで、相対する国の大陸棚がぶつかり合うときの境界が問題である。東シナ海には、中国の大陸、台湾からの大陸棚が出ています。台湾と尖閣の間は一二〇カイリ、大陸との間も二五〇カイリくらいだろうか。沖繩側の石垣島や西表島との間も、台湾は一五〇か一二〇くらい、大陸との間も近いところは三百カイリくらいだろうか。新しい海洋法の下で、沖繩側は東シナ海にむけて二百カイリの大陸棚がまずは認められる。(太平洋に面しても二百カイリの大陸棚)。中国側は東シナ海にむけて大陸棚を「自然の延長」として主張することになろう。とすれば、三五〇カイリ。当然にぶつか

り合う。そこで、境界はどうなるか。

この場合の境界をどうするか。今度の海洋法会議では最後まで容易にきまらなかつた。前のジュネーヴ海洋法条約には規定があつた。それによれば、第一に両国の合意で。それがだめなら、第二に中間線。「特別の事情で他の境界線が正当と認められない限り」、両者の中間線と。

ところが、これには問題が残つた。実際に境界紛争が生じ、国際司法裁判所にも持出された。第一の合意ができればいいし、それが望ましいのだが、それができない場合に「中間線」、しかし、これが定着したわけではない。「衡平の原則に従つて」とか、「地形その他関係の要素を考慮して衡平に」とか、また、「特別の要素がない場合、中間線が衡平の原則を意味する」とか、いろいろな考え方が出ているようである。今度の海洋法の大陸棚の規定に、領土の「自然の延長」という概念が入っていることも注目される。境界の確定にも自然の形状を生かして、という考え方もあるのである。中間線の考え方ももちろんある。

この点で、今度の海洋法では、前のときのように「中間線」を直接に規定しないで、「衡平な解決を実現するために国際司法裁判所規程第三八条に規定される国際法を基礎とする協定」によって境界をきめる、ということになつた。この国際司法裁判所規程第三八条というのは著名な規定で、そこには「国際法に従つて」として、国際条約と国際慣習法と文明国が認める法の一般原則の三者をかかげ、かつ、補助的に、国内裁判所の判決や国際法学者の学説を挙げている。しかし、中間線その他、これで大陸棚の境界を定める具体的基準が明確になつたとはいいがたいだろう。

いずれにしても、違ふ国の大陸棚が向い合つて接する場合、あくまでも両国の合意、協定にもつていくのが、境界確定の第一原則である。一方に、地形と無関係に「二百カイリ」の大陸棚が認められ、他方に、自然の状態に即して最大

限大陸棚が三五〇カイリまで（あるいは、二五〇〇メートルの等深線から一〇〇カイリまで）の大陸棚が認められる。それをふまえて、両者の間に国際法になつた衡平な合意が形成されることが求められている。そして、これには、また、必要な場合、海底鉱区の設定、海底油田の開発についても、資本や技術の問題を含めて、関連して合意の形成がうながされる。そういうことを意味するように思われる。

* * *

以上、尖閣列島の領土的側面に対する第二の海洋法的側面、この海洋法的側面と、それから尖閣列島そのものの研究は、充分な用意がないのですが、佐久川先生から急に課題をいただいて、考えのあらずじをすこしだいたんに申し上げました。大体そういうことになるかと思つています。

みなさんも、私の今日の講演だけでなく、いろいろと他にも注意をはらわれて、今後これらの問題を考えていただきます。たいと思います。

(了)

(編集部注)

本稿は一九七九年十二月二十二日に開かれた沖縄大学法学会の創立総会における御講演に高野雄一先生御自身が加筆訂正をされたものです。